

大府医発第218号  
令和5年7月7日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井 康之  
(公印省略)

令和5年7月実施のいわゆる定例報告について  
～「施設基準等の届出状況等の報告」及び「施設基準の適合性の確認」～

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年7月に厚生局が各保険医療機関に対して、施設基準等の届出状況の報告（いわゆる定例報告）を求めて参ります。保険医療機関が自ら施設基準等の要件を満たしているか点検（確認）し、その結果を厚生局へ報告する仕組み（自己点検方式）であり、ご了承賜りますようお願い申し上げます。なお、本件について近畿厚生局から7月7日付で各保険医療機関にハガキが送付されます。今回も封書ではなくハガキにより通知されます。

【要 点】

- ◆近畿厚生局は7月7日付で全保険医療機関を対象に定例報告のご案内ハガキを発出し、①報告が必要な様式の確認（STEP 1）、②施設基準の自己点検（「(A) 施設基準の適合性の確認について（報告）」）（STEP 2）、③報告様式があれば郵送することを求める（STEP 3）。

◆確認手順

●「病院及び有床診療所」

指定のホームページ（インターネット※）にアクセスし、

STEP 1 報告が必要な様式を確認するため、【報告確認ツール】において医療機関コード（ハイフンは入れない）を入力の上、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」を確認する。表示された【報告様式】をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、印刷する。

STEP 2 施設基準の自己点検「(A) 施設基準の適合性の確認」について、「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をダウンロードし、要件を満たす場合は、「報告」（別途ダウンロード）のみ郵送する。要件を満たさないものがある場合は、要件を満たしていない施設基準名を記載した「報告」と「辞退届」（別途ダウンロード）を郵送する。

●「無床診療所」

指定のホームページ（インターネット※）にアクセスし、

STEP 1 報告が必要な様式を確認するため、【報告確認ツール】において医療機関コード（ハイフンは入れない）を入力の上、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」を確認する。表示された【報告様式】をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、印刷する。【報告様式】が表示されない場合は印刷・郵送は不要。

STEP 2 施設基準の自己点検「(A) 施設基準の適合性の確認」について、「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をダウンロードし、要件を満たす場合は、報告は不要。要件を満たさないものがある場合は、報告と「辞退届」を郵送する。

◆各医療機関は、送付されたハガキをご確認いただき、別紙の「令和5年度施設基準の定例報告について」をご参照のうえ、該当する手順に沿って、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」および「施設基準の適合性の確認について（報告）」について、インターネットから必要な用紙をダウンロードして、近畿厚生局に郵送にてご提出ください。

◆近畿厚生局のホームページ「定例報告」URL（令和5年7月7日更新）

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido\\_kansa/shisetsu\\_kijun\\_teirei/h26-teirei-top.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shisetsu_kijun_teirei/h26-teirei-top.html)



※インターネットを利用できない場合や、報告書作成にあたってのご不明な点等がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

◆問い合わせ先：

近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）

大阪府医師会保険医療課  
（電話 06-6763-7001）